

「国家戦略特区」

— シェアリングエコノミーの推進、IT関係 —

平成 28年 10月 27日

内閣府 地方創生推進事務局

国家戦略特区で実現した規制改革

全73事項のうち主なもの（特区措置53事項、全国措置20事項）

都市・創業・外国人材・観光

都市計画の手続き迅速化

居住を含めた都市環境の整備

開業ワンストップセンター

法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の役場外の定款認証

公証人の公証役場以外での活動解禁

家事支援外国人材の受入れ

女性の活躍推進、家事負担の軽減等

民泊（宿泊可能な住宅解禁）

内外の観光客の滞在ニーズへの対応

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

内外の観光客等の運送ニーズへの対応

農 林

農業委員会と市との業務見直し

農地の流動化促進

農業生産法人の要件緩和（平成28年4月から全国措置）

6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用

農業の資金調達の円滑化

国有林野の貸付拡大

国有林野の活用促進

企業による農地取得の特例

担い手不足や耕作放棄地等の解消

医療・保育

外国医師の受入れ

高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

病床数の特例

高度な水準の医療の提供

保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）

外国で承認された医薬品等の導入促進

革新的医療機器の開発迅速化

医療イノベーションの推進

医学部の新設

グローバル医療人材の育成

地域限定保育士（年2回目の試験実施）

保育士不足の解消

都市公園内の保育所設置

保育所等の福祉サービスの充実

テレビ電話による服薬指導の特例

遠隔診療のニーズへの対応

雇用・教育

雇用労働相談センター（雇用条件の明確化）

新規開業企業、グローバル企業等の労使紛争の未然防止

公設民営学校の解禁

グローバル人材の育成等、多様な教育の提供

赤字・・・法律で措置した事項

青字・・・法律措置以外の事項

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日 閣議決定）

国家戦略特区の「新たな目標」

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年（2020年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革 など

② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のもと、一層の強化を図る。

1. シェアリングエコノミーの推進

① 特区における民泊（宿泊可能な住宅）

【東京都大田区、大阪府・市、北九州市】

改正国家戦略特別区域法 平成25年12月13日施行

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令 平成28年10月31日施行予定

② 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

改正国家戦略特別区域法 平成28年9月1日施行

1 - ①. 特区における民泊（宿泊可能な住宅）

各区域の動き

<東京都大田区>

平成27年10月20日 特区諮問会議で区域計画認定
12月7日 大田区の条例の制定
平成28年2月12日 初の施設の認定（事業開始）

(10月25日時点)

- ・ 認定 25施設 79室（申請 27施設 81室）
- ・ 20事業者（うち個人5人）
- ・ 滞在実績：293人（うち外国人147人）

<大阪府>

平成27年10月27日 関連条例制定
12月15日 区域計画認定
平成28年4月1日 事業者受付開始
5月19日 池田市を、上記計画に追加
(10月25日時点)
認定4施設6室（大東市、門真市、藤井寺市、守口市）
滞在実績：31人（うち外国人25人）

<大阪市>

平成28年1月15日 関連条例制定
4月13日 区域計画認定
10月末 事業開始予定

<北九州市>

平成28年10月4日 区域計画認定
12月 関連条例制定予定
平成29年1月 事業者受付開始予定

実施地域：住居専用地域（第一種、第二種低層）
市街化調整区域等の郊外エリアなど

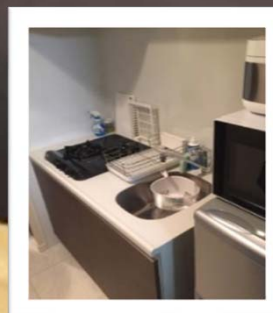
近隣ホテルと連携・協力した「新築マンション」の例

概要

新築（築1年）
JR蒲田駅から徒歩2分
宿泊料：1泊1組9,980円
（主にビジネス客用）

特徴

旅館組合と密接に連携・協力
組合所属の近隣ホテルと業務提携を行い、
鍵の受渡しや本人確認を対面で実施。
（実質的にフロントを共有）



国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

(平成28年10月25日閣議決定、10月28日公布予定、10月31日施行予定)

国家戦略特区において、対象施設が以下の要件に該当することについて、都道府県知事（保健所）が認定することにより、旅館業法の適用が除外される。

法律

国家戦略特区において、滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

利用期間（宿泊日数）

(6泊) 7日から(9泊) 10日までの範囲内において自治体の条例で定める期間以上

(2泊) 3日

近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等

新規追加

(内閣府・厚労省共同通知で措置している事業要件の法令化)

- 滞在者名簿が施設等に備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

その他 一居室の床面積：原則 25 m²以上 (自治体の判断で変更可能) など

政令で定める主な要件
(今回の改正事項など)

1 - ②. 過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

(自家用自動車の活用拡大に関する提案等)

◆構造改革特区における事業◆

①福祉有償運送（活用自治体数：156件）

【平成15年4月1日措置、平成18年10月1日全国措置】

高齢者、身体障害者等移動制約者にかかる十分な輸送サービスが確保できない場合、一定の条件を満たすNPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施を認める特例措置。

②公共交通空白地有償運送（活用自治体数：3件）

【平成15年4月1日措置、平成16年3月31日全国措置】

NPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施を認める特例措置。

平成27、28年度国家戦略特区等における自家用自動車の活用拡大に関する提案は、15提案。

このうち、観光客の利便性向上を目的とした提案は、6提案、区域会議での合意形成等に関する提案は、5提案。

番号	提案者名	提案時期	提案内容
1	兵庫県養父市	区域会議 (平成27年10月)	・実施主体の緩和(区域会議が決定した法人) ・ 運営協議会の合意免除(区域会議による対象区域等のルール整備)
2	秋田県仙北市(☆)	区域会議 (平成27年10月)	・実施主体の緩和 ・ 外国人旅行者等のニーズに柔軟に対応するための運営協議会の合意免除(区域会議による事業主体、運賃、対象区域、乗車対象者のルール整備)
3	秋田県大湯村(☆)	27秋、28春	・旅客運送事業許可の不要化(民間保有車両の活用)
4	茨城県・茨城県笠間市(☆)	27春	・旅客運送事業許可の不要化(宿泊施設等が行う宿泊者等の無償運送の場合)
5	長野県	27春	・実施主体の緩和(農事組合法人による有償運送)
6	京都府京丹後市(☆)	27秋	・実施主体の緩和(株式会社による有償運送) ・ 運営協議会の合意免除(区域会議による対象区域の認定)
7	兵庫県	27春、秋、28春	・ 運営協議会の合意免除(市町村等が行う運送の場合)
8	山口県・山口県周南市	27秋	・貨客混載(ロボットタクシーによる貨物運送)
9	香川県(☆)	27春	・実施主体の緩和(観光施設や民宿等による有償運送)
10	高知県	27春、秋	・貨客混載(中山間地域での旅客運送事業者による少量貨物運送、貨物運送事業者による有償旅客運送)
11	一般社団法人新経済連盟	27春、28春	・シェアサービスを合法的に行うための法令等の整備
12	㈱特区ビジネスコンサルティング(☆)	27秋	・タクシー空白地域における外国人や観光客相手の有償運送
13	個人	27春	・旅客運送事業許可の不要化(有償による運送の場合)
14	NPO法人伊豆未来塾イーロケーション株式会社	28春	・ 運営協議会の合意免除(運賃や対象地域等について合意を不要とする)
15	当別町	28春	・実施主体の緩和

※青字(☆印)は観光客の利便性向上を目的とした提案(6主体)、赤字は運営協議会に替えて、区域会議に合意形成を求めるもの(4主体)、茶色は運営協議会の合意形成の免除を求めるもの(1主体)

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

(改正国家戦略特別区域法 平成28年5月27日成立、9月1日施行)

改正国家戦略特別区域法（平成28年5月27日成立、9月1日施行）

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携（持続可能な地域公共交通網の形成、輸送の安全、旅客の利便）について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。

<現行制度との比較>

	自家用有償運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送（登録制）	同左
主な運送対象	地域住民	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運 転 者：第二種運転免許又は大臣認定講習等 車 両：車検期間は2年（初回は3年） 運行管理：責任者の専任	同左
実施手続	地域関係者による合意 運送事業者等を含めた地域公共交通会議又は運営協議会	区域会議による迅速な決定

今後の課題

自家用有償運送に係る例えば以下の課題について、ITの活用を前提に、更なる制度改革の検討が必要。

- ・ 運行管理者一人当たりの登録台数上限（19台）。
- ・ 乗務前後の運転者への対面による点呼等。
- ・ （NPOではなく）市町村が運送主体となる場合、「運転者個人の所有する自動車」が使用不可。

2. IT関係

① 東京開業ワンストップセンター

開所 平成27年4月1日

改正国家戦略特別区域法 平成27年9月1日施行

定款認証業務開始 平成27年10月1日

② 遠隔診療

厚生労働省事務連絡発出 平成27年8月10日

③ 遠隔服薬指導

改正国家戦略特別区域法 平成28年9月1日施行

④ 遠隔教育

「『日本再興戦略』改訂2015」平成27年6月30日閣議決定

東京開業ワンストップセンター

- ・外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内(アーク森ビル)に開設し、国と都が共同で運営。(平成27年4月1日開設)
- ・公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続きを集約化。(平成27年10月1日業務開始)
- ・ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援・受付等を行っている。

実績(平成28年9月末時点)

①利用者数

1,456名(1日平均4.0名)

②利用件数

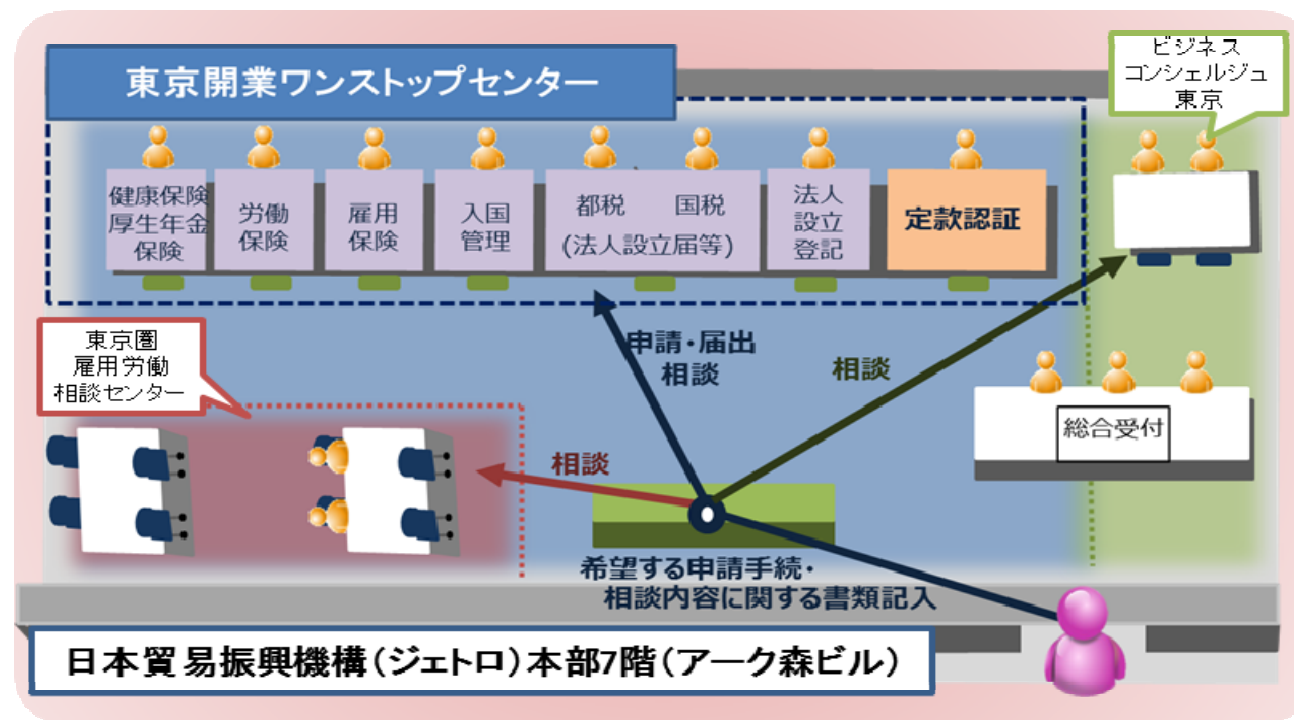
2,922件(1日平均8.0件)

(登記639件、税務551件、健康保険452件等)

③申請件数

96件

(定款42件、入国管理36件、都税16件、その他2件)



起業・開業ワンストップセンター

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備）

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。

・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。

・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。



今後の課題

「申請の窓口受付（登記、国税）」、「電子申請」について、年内に可能とするよう、関係省庁等と調整中。

2 - ②. 遠隔診療

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

② 遠隔診療の取扱いの明確化

・患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発出する。



厚生労働省事務連絡発出（平成27年8月10日）

平成9年遠隔診療通知における、直接の対面診療を行うことが困難である場合として離島・へき地の患者を挙げているがこれらは例示であること、遠隔診療の対象として挙げている特定（9種類）の診療も例示であること、直接の対面診療を行った上で遠隔診療を行わなければならないものではないこと、を明確化。



今後の課題

- 平成27年8月10日の事務連絡で遠隔診療の取り扱いを明確化したものの、遠隔診療で「初診」を行った場合、「初診料（保険対象）」の適用にならない。
- 遠隔診療で「初診」を行った場合であっても、「初診料」を適用できるケースについて、2年に1度の診療報酬の改定時期まで待たずに期中改定も含め、速やかに適用する具体的方策について検討中。

遠隔診療に係る要件の明確化

(平成27年8月10日 厚生労働省事務連絡)

具体的事業

従前は、遠隔診療に係る要件が不明確であり、遠隔診療が可能な場合は限定的と解される恐れがあった。

以下を明確化

- ① 離島、へき地以外の患者
- ② 下表の遠隔診療の対象、内容以外
- ③ 初診であっても直接の対面診療行うことが困難である場合



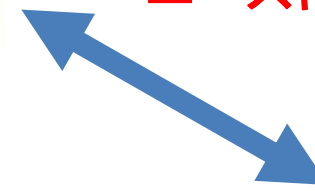
医師の判断により、遠隔診療が可能

遠隔診療通知 別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。



**遠隔診療
ニーズに対応**



2 - ③. 遠隔服薬指導

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

① テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

- ・ 処方薬について、薬剤師は対面で服薬指導を行うこととされているが、遠隔診療のニーズに対応するため、医療機関や薬局といった医療資源が乏しい離島、へき地について、遠隔診療が行われた場合の薬剤師による服薬指導の対面原則の例外として、国家戦略特区においては実証的に、対面での服薬指導が行えない場合にテレビ電話を活用した服薬指導を可能とするよう、法的措置を講ずる。
- ・ あわせて、本特例において、民間事業者等による医薬品の配達が可能であることを明確化するための所要の措置を講ずる。



改正特区法成立（平成28年5月27日）、施行（9月1日）

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。＜医薬品医療機器法の特例＞



今後の課題

養父市において、本改革メニューの全国初の活用を目指し、共同提案者である三井物産とともに、現在、関係する医師、薬局等との準備を進めているところ。今年度中を目途に、事業を実施する予定。

2 - ④. 遠隔教育

『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

・過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

モデル事業（平成27年度～平成29年度の3カ年）

○人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

- ・学校統廃合の困難な小規模校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図るための実証研究を実施。
- ・長野県伊那市（文部科学省「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」において平成27年度より採択）ICTを活用した個別指導及び他校の児童生徒とのICTを活用した遠隔地間の合同授業を実施。研究開始より3年計画でモデル創出。
- ・平成28年度現在は小学校4校、中学校2校が参画。1年目は準備・調査期間とし、2年目から3科目、3年目は5科目でICTを活用した合同授業を実施。
- ・平成28年度予算37百万円（平成27年度予算27百万円）

今後の課題

モデル事業の中間評価を直ちに実施した上で、必要に応じ、制度改正を速やかに検討。